

＜期日指定定期預金＞商品概要説明書（１）

青木信用金庫

平成 24 年 8 月 1 日現在

1. 商 品 名	期日指定定期預金 複利型
2. 販 売 対 象	個人の方のみご利用できます。
3. 期 間	最長預入期限 3 年、据置期間 1 年 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年後から 3 年までの間の任意の日をご指定できます。 ただし、満期日の指定をするときはその 1 か月前までに通知する必要があります。
4. 預 入	
預入方法	一括お預け入れとなります。
預入金額	100 円以上 300 万円未満（ただし、総合口座の場合は 1 万円以上）
預入単位	1 円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻しします。 （1 万円以上であれば一部支払いもご利用になれます。）
6. 利 息	
適用利率	固定金利 預入日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとの複利計算。
7. 税 金	お利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手 数 料	
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座のお取扱い 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができ、最高 200 万円（ただし、担保定期預金の 90%以内）まで自動融資がご利用いただけます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率） ・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高 350 万円）まで非課税（ただし、この定期預金の預入限度額まで）でご利用いただけます。

＜期日指定定期預金＞商品概要説明書（２）

青木信用金庫

平成 24 年 8 月 1 日現在

10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。	
	＜解約日までの預入期間＞	＜期限前解約＞
	6 か月	解約日の普通預金利率
	6 か月以上 1 年未満	「2 年以上利率」× 40%
	1 年以上 1 年 6 か月未満	「2 年以上利率」× 50%
	1 年 6 か月以上 2 年未満	「2 年以上利率」× 60%
	2 年以上 2 年 6 か月未満	「2 年以上利率」× 70%
	2 年 6 か月以上 3 年未満	「2 年以上利率」× 90%
ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。		
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。	
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合を含みます。）は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・自動継続扱いは次の 2 つからお選びいただけます。 元加式.....満期日にお利息を元金に加えて継続します。 （ただし、新元金は 300 万円未満とします。） 利払式.....満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。 ・この預金は「期日指定定期預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は、窓口までお申し付けください。 	
14. 預金保険について	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。） 	